

議案第 13 号

市川市債権管理条例の制定について

市川市債権管理条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 非強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 14 号に規定する地方団体の徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる歳入に係る債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令、条例及び規則の定めるところにより、市の債権の管理に関する事務の処理を適正に行わなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するために、市の債権の名称、市の債権の額その他規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(非強制徴収債権の放棄)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、非強制徴収債権（当該非強制徴収債権に係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を含む。以下同じ。）を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、非強制徴収債権に係る債務者（以下「債務者」という。）がその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が、相当の期間生活困窮者（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者をいう。）であり、かつ、その非強制徴収債権に係る債務を履行する見込みがないとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について相続人全員が限定承認若しくは相続の放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2各号に掲げる措置をとっても、なお完全に非強制徴収債権に係る債務が履行されず、かつ、当該措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権に係る債務が履行される見込みがないとき。
- (5) 令第171条の4第1項に規定する債権の申出の措置をとっても、なお完全に非強制徴収債権に係る債務が履行されず、かつ、当該債権の申出の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、

資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権に係る債務が履行される見込みがないとき。

(6) 令第171条の5の規定により非強制徴収債権の保全及び取立てをしないこととした場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、当該非強制徴収債権に係る債務が履行される見込みがないとき。

(7) 時効の援用を要する非強制徴収債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。
（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、市の債権の管理に関する事務の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

理 由

市の債権の管理の適正化を図るため、その管理について市長の責務を明らかにするとともに、市の債権の管理に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。